

## 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

### 1 改正理由

令和6年4月1日より「特別の地域に所在する学校」に指定されている天龍村立天龍中学校が、「へき地学校に準ずる学校」に指定されている天龍村立天龍小学校の校舎に移転し、小中一貫校となることに伴い所要の改正を行う。

### 2 改正内容

天龍村立天龍中学校を「特別の地域に所在する学校」から「へき地学校に準ずる学校」に変更する。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和 46 年長野県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「別表第 3 のとおり」を「長野市立芋井小学校第一分校」に改める。

別表第 2 中 「 飯田市立竜東中学校 」 を

「 下伊那郡天龍村立天龍中学校  
飯田市立竜東中学校 」 に改める。

別表第 3 を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

学校職員のへき手当等に関する規則新旧対照表

(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)

改正案	現行													
<p>(へき地等学校の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第27条の3第1項の規定により教育委員会が指定する特別の地域に所在する学校は、<u>長野市立芋井小学校第一分校</u>とする。 (別表第2) (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="550 1176 750 2049"> <tr><td>学校</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u></td></tr> <tr><td><u>飯田市立竜東中学校</u></td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(削る)</p>	学校	(略)	<u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u>	<u>飯田市立竜東中学校</u>	(略)	<p>(へき地等学校の指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第27条の3第1項の規定により教育委員会が指定する特別の地域に所在する学校は、別表第3のとおりとする。 (別表第2) (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="550 190 750 1064"> <tr><td>学校</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr><td><u>飯田市立竜東中学校</u></td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(別表第3) (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="821 190 949 1064"> <tr><td>学校</td></tr> <tr><td><u>長野市立芋井小学校第一分校</u></td></tr> <tr><td><u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u></td></tr> </table>	学校	(略)	<u>(新設)</u>	<u>飯田市立竜東中学校</u>	(略)	学校	<u>長野市立芋井小学校第一分校</u>	<u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u>
学校														
(略)														
<u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u>														
<u>飯田市立竜東中学校</u>														
(略)														
学校														
(略)														
<u>(新設)</u>														
<u>飯田市立竜東中学校</u>														
(略)														
学校														
<u>長野市立芋井小学校第一分校</u>														
<u>下伊那郡天龍村立天龍中学校</u>														